

# 火花

第 23 号

1983, 5

◎プロレタリアートは三里塚闘争の分裂に  
たいし、どのような態度をとるべきか？ 1

◎綱領と実際活動、「綱領」観について 7

◎レーニン組織観の復権のために（上） 11

火 花

第 23 号 1983,5

共產主義者同盟(火花)

## プロレタリアートは三里塚闘争の分裂に たいし、どのような態度をとるべきか？

### はじめに

今回の分裂について、幹部会派反対同盟、第四インター等は、中核派による「三里塚闘争の私物化」という。「現在、三里塚には二つの反対同盟が存在しています。その原因は、方針上の相違、特に一坪再共有化の是非をめぐる分裂したかのように言われています。しかし、決してそうではありません。中核派は、いかにも一坪再共有化に問題があるかのような体裁をとりながら、実は、巧妙に、三里塚闘争を私物化しようとしていました。私たちは怒りにもえて、彼らとの共闘関係を断ちました」(五・二〇集会呼びかけ)。つまり、彼らは中核派との対立を、党派と反対同盟の「共闘関係」の問題とする。

これは、「実は、巧妙に」、中核派との間に存在する路線上の対立を隠蔽することに他ならない。なぜなら実際には、彼らは「一坪再共有化」もふくめて、「闘う農業建設、空港よりも緑の大地を」を、

三里塚闘争の新たな方向として提起し、中核派のそれと対立しているからである。

以上について、われわれは『火花』第二号、第二二号であきらかにした。そこでも述べたように、今回の分裂は決して三里塚闘争に限定されるものではない。これはその後の事態の進行が示すとおりである。われわれはこの情勢を、六〇年代末と七〇年代初頭のブントをはじめとした新左翼の分裂・再編成に匹敵すると考える。事の本質は、七〇年代をおして純化した中核派の路線の破産が全面的に暴露され、第四インターのような日和見主義者につけいれられるスキをあえた点にある。

いったい、なぜ、「三里塚闘争と反対同盟の勝利に、革共同のすべてを一体化させてきた」(『前進』八二年十月八日号)の、反対同盟農民の少数しか獲得しえなかったのか？ なぜ、多くの部落に絶縁の決議を生み出したのか？ 中核派の諸君は一度、真剣に総括してみるべきであろう。われわれは以上を考慮し、あらためて今回の

分裂にたいして、プロレタリアートのとるべき態度をあきらかにする。

幹部会派反対同盟を支持する第四インターは、三・八総会を「攻勢を決定した」(『世界革命』三月二十八日号)と評価する。そのさい、彼らが基本におく三里塚闘争の評価は次のようなものである。

「たまたかうプロレタリアートの共通の指針は、あらゆる個別の攻防の基底に、プロレタリアート自身の生活と組織をめぐる国家権力との非妥協的対決の立場を、方法をおくことである。だとなれば、闘うプロレタリアートにとって最大の援軍は、三里塚闘争が現実的に体现している利害は、プロレタリアート自身の利害である」(三・九声明)。

要するに、プロレタリアートの利害は「生活と組織をめぐる国家権力との非妥協的対決」にある。だから、三里塚農民の利害は「プロレタリアート自身の利害」だととらえる。もちろん、生活をめぐる闘い——経済闘争——にもっとも適した組織とは労働組合のことである。日向君は次のように述べている。「それ(土地)を守り抜かんとする意志は労働の成果を守り抜かんとする階級的決起であり、全く革命的なもの」(『人民の戦旗をかかげて』P四五九)。

以上からも、彼らは、労働者の経済闘争と三里塚農民の土地防衛闘争との利害の一致を主張し、「連帯」をめざしていることがわかる。これはかつて、革マル派が米価圧力闘争を経済主義的に共同闘争として位置づけとりくんだのと同じ論理である。

しかし、労働者は、資本の価値を増殖させることでしか生きることを許されていない賃金奴隷にすぎない。労働者階級は資本と非和解的に対立しており、その要求は「生活」防衛一般ではなく、賃金奴隷制度の廃絶——経済的解放にある。これは、農民とは決定的に違う。農民は資本主義のもとでは生産力の発展の前に駆逐され、零落し、多くがプロレタリアないし半プロレタリア化する運命にある。だから、彼らの土地防衛のスローガンの階級の本質は、プロレタリア、半プロレタリア化することへの不安の表明である。しかるに彼らは、現代資本主義におけるこの階級関係をあいまいにし、労働者の階級性を小商品生産者のそれに解消しているのである。

したがって、当然にも、彼らには、農民に共産主義革命へ未来をたくし、自己の立場をすてて、プロレタリアートの側へ移行することを宣伝・扇動の中心におく必要性は理解されていない。かわりに、古くさいブルジョア革命の定式である「労働同盟」——プロレタリアートと農民(商品生産を基礎とする小生産者)との同盟——の主張がなされている。

ところが、まさにこのもっとも原則的な点において、中核派は第四インター等を批判できないでいる。それは彼らもまた、この点では同一の思想だからである。

「十七年間の歴史によってつくられた『農地死守』——一切の話し合い拒否・実力闘争の基本路線は、全人民のまにに帝国主義といかにたたかえば勝利できるのかを明らかにしているのである。」(『共産主義者』第五六号)

「……農民はこの原則のもとに帝国主義と非妥協的に闘うことによって、農民戦争主体を形成し、プロレタリア階級の側へ階

級移行をなしとげたのだ。」(同前)

中核派は、すでに、三里塚農民がプロレタリアートの側に移行しているという。そして、その根拠を、「農地死守」等の基本路線のもとで闘いぬき、「農民戦争主体」を形成していることにもとめている。しかし、これはおかしな話である。農民がプロレタリアートの側へ移行するということは、農民階級としてはなく、その階級的立場をずらすことによってである。結局彼らも、第四インター同様、「土地防衛」闘争を美化し、農民をプロレタリアートの側へ移行させるための活動をあいまにしている。第四インターと中核派との違いは、前者が「労農同盟」を主張し、経済主義的に再編しようとしているのに対し、後者が「農民戦争」を主張して急進主義的に導こうとしているぐらいのものである。

第四インターのいう三・八総会をおした幹部会派反対同盟の一步前進はただ、このような党派状況の中で、三里塚農民運動が経済主義的傾向をより進め、固定化させる傾向をもったという意味でのみいえる。そして、中核派はこの点に、彼ら自身の思想性からして、無自覚なのである。これは、一坪再共有をめぐる論争において、さらにするどくあらわれている。

## II

一坪再共有運動にたいする中核派の批判にたいし、第四インターはまともに対応せず、「デマ」「ボトウ」等としてしりぞけている。それは、「金もつけ」「土地売り渡し」等の指摘にたいしてである。しかし、中核派はたんにそのような批判をやっているのではない。

空港絶対反対」の「戦略・戦術」へ逃げこむ。「二期阻止・空港粉碎の大デリラ戦争」(同前)。これは結局「三里塚二期決戦は単純な反帝闘争ではない。あくまでも、対日帝権力十対カクマル戦の二重の内戦としてのみある」(同前)となり、「先制的内戦戦略」による三里塚闘争の領導・統制が指導と内実になる。当然のごとく、「百姓として生活を築く」問題は党派の物量で保償するしかなくなり、「路線」問題ではなくなる。これは三里塚闘争全体にたいする、原則上だけでなく政治上も指導の放棄を意味する。

もとへもどれば、青行の主張、また一坪再共有化がでてきた背景には、三里塚闘争の逢着問題にたいする次のようなとらえ方がある。

「『農地死守』というスローガンを今日のどのようかという事です。……敵が暴力的に土地を奪うという攻撃を集中してきたために、このスローガンのもとに、今日の力を結集して、そこで敵と闘うということで大きな力を発揮しました。……開港後の状況は、これから土地をとられるという当初の時期と違って、すでにたくさん土地が公団の手にわたってしまった。こちらの土地がその間に散在しているという状況が生まれているのだから、ただ今残されている土地・用地内に残っている人達の土地を死守するんだというような、そして敵がいつ二期工事にせめてくるかというのを待つような受動的な立場ではなくて、奪われた土地をももう一遍われわれがとりかえしていくんだという『農地死守』から『農地奪還』という方向に闘争スローガンを発展させなければならぬという問題があります。」(「連帯する会」代表・上坂喜美)

説明は不用たろう。一坪再共有化運動も、ここに位置づけられて

彼らの批判の核心は、青行文書「たかひの原点から百姓の団結を考える」にたいする次の主張にある。

青行文書は「三里塚の闘いは、空港に反対するという政治的側面と、百姓として自らの生活を築いていくという農業的側面を合わせもっていたはずである」とする。これにたいして、中核派はいう。

「三里塚闘争の根本は、空港反対こそ『百姓として生活を築く』うえで最大の問題だという点にあったはずである。……/青行隊の文書のようないい方は、空港反対は政治的なものであり、生活・農業とは関係ない、という論議に等しい。」(「前進」一〇六号)

つまり、二つの面それぞれ自身ではなく関連が問題なのであり、「百姓として生活を築く」ことも空港反対によってこそ成立するにもかかわらず、「大前提があるそかにされている」というわけである。

この問題について、第四インターはいっさいこたえていない。このことは彼らが、全面的、根本的に中核派との対立を切開する意志(能力)のないことを示している。

ただし、それは中核派の正しさを意味するだろうか？ 否。中核派は別のところでは「三里塚闘争が農民の生活と権利を守るたかひであると同時に帝国主義打倒のたかひに発展していくもの」としてある(『共産主義者』第五五号)という。ここでは、三里塚農民の闘いを先験的に反帝闘争に発展していくものとしてとらえることが、空港反対の闘いと「農民の生活と権利を守る」こととの関連の解答となっている。

かくて、中核派は「空港絶対反対が大前提」とすることでは、青行(第四インター)批判を展開しえないがために、あとはこの「

る。現在、青行(幹部会派反対同盟や第四インター等)は、「闘う農業建設」「空港より緑の大地を」をスローガンとしている。

しかし、資本主義を前提としたうえで「闘う農業建設」「空港より緑の大地を」といったスローガンは、自分が資本家となって独占と対抗していくか、独占のいない純粋商品経済をめざすか——もちろん幻想だ——のどちらかである。それは政治的にみれば、せいぜい自民党政との闘いぐらいしか意味せず、結局農業経営の革命(構造改革路線)として帰結するに違いない。社共がそうであったように。

三里塚闘争は農民が中心となった「農地死守」の闘いではあるが、一般的の意味での農民運動としてあったわけではない。すなわち、戦前の地主にたいする小作の闘い(土地を農民へ)や、戦後農地改革以降の中農、富農を中心とした米価圧力闘争といった意味での一般農民運動とはいえないのである。

むしろ、三里塚闘争の意義は、帝国主義の反動性、侵略性との闘い——反空港・実力闘争として出発し、数万単位の活動家を結集しつつ、教育、訓練し、プロレタリアートの階級闘争全体にたいして、多大な貢献をなしている点にある。一坪再共有化運動やそれに関連させて主張されている「闘う農業建設」「空港より緑の大地を」のスローガンはこの階級的役割の否定に等しい。

たしかに、彼らは三里塚闘争の逢着問題に解答をあててはいる。また、空港反対と「百姓として生活を築く」問題を関連させてはいる。ただし、それは資本主義の枠の中の解決や、三里塚闘争の階級闘争全体にたいする階級的役割の否定を内容とするものに他ならない。中核派はこの点でも無自覚であり、第四インターのような日和見

主義者から「敗北的待機主義」「右翼日和見主義」といった批判をうけるスキをあたえている。

### III

第四インター、日向派は今回の「分裂」にたいし、一方では「人民内部の矛盾」を主張し、「民主的討論による解決」を主張する。しかし、彼らは中核派を日本共産党と同一視し、事実上の排除を主張する。

「共産党はブルジョア議会をもって戦闘的大衆闘争を徹底して抑圧するが、中核派の場合、そのマジナイ的役割を果すが、彼らの私的な『地下秘密戦』……である。」（『世界革命』三月二八日号）

日向派も同じことを主張する。

「反転攻勢を否定する中核派は、日本共産党と同じ敗北主義であり、勝利を目前にした現下の攻防局面における最も反動的な日和見主義です。」（『三・五声明』）

しかし、資本主義改良・議会主義の日本共産党と「革命的武装闘争」を主張する中核派を同一視するのはどう考えてもおかしい。しかも、中核派は反対同盟の「基本路線」防衛を立場としているのである。

すくなくとも、幹部会派反対同盟が古い「共闘原則」（日本共産党排除のさいの）をもちだし、「〔中核派との〕共闘関係を断つ」と決議したのは誤りである。六七年の日本共産党との絶縁は、なによりも日本共産党自身の議会主義・改良主義路線と、反対同盟の反

空港・実力闘争と明確に敵対したことにもとづいている。だから、それは三里塚闘争の防衛・発展にとって必要なものであり、意義あるものであった。しかし、「基本路線」防衛の中核派との絶縁が、このような意義をもつことはないであろう。

プロ青（共労党）のような諸君は、この決議をもちあげ、「農民主体の回復」と美化する。これは、社共と手を切り、新左翼と結びつくことによって発展してきた三里塚闘争と反対同盟の歴史の清算であり、反動である。中核派の「セクト主義」「引きまわし」を弾劾し、自己を防衛するのは自由だが、それを「絶縁」の理由にすることはやはり誤りである。

今回の分裂の直接の契機は、昨年十一月末から、今年始めの役員会の強行と一坪再共有運動の決定である。強行というのは、これを領導した石井氏らは中核派系農民がそれに反対し、ポイコットすることが予想されたにもかかわらず、あえておこなったことをさす。もとより、彼らにそう決断させたことこそ問題である。当時の反対同盟は、中核派系農民とそれに反発する部分（これを尻おししていたのが第四インター等）との対立を軸に政治的色わけが明確になっていた。そして、どちらかが反対すれば、重要な問題も解決できなくなっていたといわれる。

もともと、反対同盟の意志統一はだいたい、主要な指導者を中心に「討議↓意志統一」を原則としていたし、その後も指導的メンバー間の「根まわし」によって意志統一がはかられてきた。そして、七〇年代後半から八〇年代初頭にはこの「根まわし」に党派政治の結合が進行していく。これはたしかに一歩前進ではある。問題は先にみたようにこの党派政治の内容の誤りにある。そして、中核派に

代表される宣伝・扇動・組織の質はたとえば一坪再共有運動のよう

な部分的戦術に属する問題においてさえも、階級闘争全体の利害からではなく、一面的な「革命の道すじ」からとらえようとするがゆえに、論争と行動の統一において解決しえない。しかも「根まわし」——これを一般的に否定することはできないが——を主とする意志統一のやり方は、公然たる論争と「少数は多数にしたがう」ことをますます後退させ、農民の階級形成上の桎梏物となっている。

反対同盟にもとめられていたのは、真に革命的な主張と組織へ接近し、新たな団結をかちとり、公然たる論争と「少数は多数にしたがう（行動の統一）」ことができる条件をつくりだすことにある。しかるに、彼らはその能力をもちえなかったし、能力を獲得するように援助する党派が存在しなかったことに不幸がある。

### IV

さいごに、いわゆる「内ゲバ」問題について確認しておく。というのも、六〇年代末以降、党派闘争・分派闘争において暴力的展開が一定程度定着しているし、今回の分裂においてもすでに、その徴候があらわれているからである。これは日本階級闘争における武装闘争（端緒的とはいえ）の定着に照応している。

したがって、日向派のごとき「内ゲバ反対」一般の主張はまったく無力である。すくなくとも、日本共産党・革マル等との党派闘争においては、必要に応じて「批判の武器を武器の批判にとってかえる」ことへの逡巡は敗北しか意味しない。

しかし、中核派のごとき、現在の階級情勢の主観的解釈を基本に、「党派闘争ではなく反革命との戦争」——彼らは階級闘争の最高形

態が党派闘争であることを無視している——として展開することに反対する。なぜなら、それは意見の対立を全面的・原則的にあきらかにすること、またそれへの全党と労働者大衆の動員を放棄するがゆえに、党と労働者階級を強化しないからである。

さらにまた、ブルジョア権力の介入から防衛しぬくことが不可欠である。ブルジョア警察は七〇年代初頭以降、党派闘争・分派闘争への介入を、革命的組織を破壊するための一環として展開している。今回の分裂にたいしても、敵が反対同盟をはじめとする組織の破壊をねらって利用・介入してくることは十分予想される。したがって、党派闘争・分派闘争においても、敵のこの意図と最大限闘争することはそのさいの責務としなければならぬ。

第四インターはもとより、中核派にあってもこの点は意識的ではな

### おわりに

三里塚闘争はまちがいなく、いま重大な試練に立たされている。おそらく、今回の分裂にたいしどういう態度をとるか、五年、十年単位で階級闘争に関連するものなるう。

われわれは今回の分裂に直接責任をもっていない。それはわれわれの党的立ち遅れを示しているにすぎない。この点において、われわれは必ず自己の責務を果す。それは、空港反対ノ、二期着工阻止ノ、関連事業反対ノ、の闘いを、革命的な国際共同行動や、権力奪取・プロ独と関連させて大衆的に発展させることと一対のものとして存在するであろう。

## 綱領と実際の活動、「綱領」観について

本誌第十七号で綱領(案)および戦術テーゼ等を提起して以降、様々な意見や批判がよせられている。この中で、綱領観とでもいうべき問題についての検討をおこないたい。批判を一般的にまとめると次のような内容になる。

へ樹立されたプロレタリア独裁権力がなにをなすかということとはわかる。しかし、問題はどのような権力をいかにして樹立するかであり、そのためにいまなにをなすかである。

このような見解の特徴は、綱領を権力奪取後の問題、「バラ色の未来図」として、現在における実際の活動とあらかじめ切りはなして理解しているという点にある。これは、最大限綱領と最小限綱領との区別と連関はいかに？ だとか過渡的綱領の必要性、さらには綱領を実現するための「戦略概念」や「戦術的進歩」の導入等々のような、「未来」と「現在」との間にかけ橋をつくって理解しようとする見解と同一の綱領観をベースにしているのではないだろうか。

これらの見解に導かれた実際の活動は、ほぼすべて綱領をたなあげ

の闘う旗印とならなければならず、また、なりうるものでなければならぬ。われわれは、××反対、××阻止等の大衆的集会、デモ、スト、武装闘争にとどまらず、それらをも条件・契機としてプロレタリア革命政府樹立を要求する大衆的集会、デモ、スト、武装闘争、蜂起が可能であり、その条件が成熟しつつあると確信している。われわれは、それをこそ準備しなければならぬと考えている。

そのさい、党と大衆諸組織、党員と非党員との間のもっとも端的な区別は、「決定に参加し、決定にしたがう」という組織にたいする態度の相違であると考ええる。共産主義・プロ独をどれほど理解し、認識しているかに、党員、非党員の相違の重要なポイントがあるのでなく、プロ独・革命政府を要求し、樹立していく実際の活動における、組織にたいする態度の違いこそ党員、非党員の相違があるのである。前者の立場を徹底化すれば、たとえば向坂派のように組織指導の中心を大学教授たちが担うということになり、後者の立場であれば、組織指導の中心を職業的革命家が担うことになる。(教授たちが認識している内容がどうかはここではおいておく)

いづれにせよ、われわれは綱領を万里の長城や三途の川でしきられた彼岸の世界を解きあかしたものとほぼほぼ考えていず、自らの実際の活動における政治的・組織的判断の基準として、したがって組織計画の中に貫徹すべきものとして考えている。

ここで、この綱領観に関係した意見の中で、もっとも端的に問題の所在をついた意見を紹介しておきたい。これはすでに本誌第十七

にした、××反対闘争、政策阻止闘争、民主主義擁護闘争であり、それらの闘争の実力闘争ないし武装闘争の形態をもって権力闘争と称することに帰着するのである。それは、共産主義・プロ独を認識した人々が、実体としては民主主義闘争を担うということである。たとえばスターリン主義者の場合、客観的法則(生産力と生産関係の矛盾等)を認識した集団をもって党としており、法則が「正しい」かぎり、そのような党が誤りを犯すはずはなく、一貫して正義の味方であったという総括を生みだしている。

逆の言い方をすれば、種々の大衆運動と党組織との相違を、大衆運動は経済的要求・民主主義的要求、党は実際にはそれと同じ運動でありながら、共産主義・「プロ独」の内容を解明した綱領を知っており、認識しているという点に帰着させ、党員と非党員との区別を理論認識に帰着させるということにならざるをえない。

これにたいし、われわれは綱領は実際の活動上の方針を決定していくための、プロレタリアートとしての基本的な政治的・組織的判斷の基準を規定するものであると考えている。したがって、綱領は全プロレタリアート(したがってその中には、党組織もふくまれる)

号に修正意見として掲載されている。これは、「権力機構に関する分野」―「軍建設の項目に関する意見」であった。引用しよう。

「権力奪取後にはじめてないしはあらためて正規軍を建設するわけではなく、権力奪取過程においてそれは建設されているはずだし、されていなければならぬ。この⑤の定式は奪取後に建設するかのよう規定になっている。」(P.二三)

この意見は、軍建設の項目にかぎらず、ほぼすべての項目にあてはまる内容をもっており、綱領をどのように理解しているかにかかわる問題である。この意見は第一に、「奪取後」と「奪取以前」とを切りはなしているような定式にたいする批判であり、第二に、現在の実際活動に貫徹すべきものであるという批判である。第二番目の批判はすでに述べてきたようにまったく正しいものであると考えられる。われわれは、党直轄の軍としての赤軍建設を綱領上主張しているかぎり、組織計画としても実際に準備し、着手しているということである。これは他の諸項目にもあてはまり、われわれはどのように活動していくであろう。もちろん、権力を奪取することが決定的な条件である。

一方、この意見における第一番目の批判は、二つの意味をもっていえると考えられる。一つは意見提起者自身が、綱領全体を未来のものとしてとらえたいで行っている批判ではないかということ、いま一つは、意見提起者自身をふくめたわれわれが提起した綱領の形式・内容は、われわれがかつて陥っていた最大限綱領主義的誤りと革命戦争路線に規定された非公然サークル主義とを克服する過程、およびわれわれの組織力量、種々の大衆的運動との実体的結合の弱さに規定されているということである。

さらに、われわれがボリシェヴィキ十九年綱領を手本にしていること、ブンド系の中で現在赫旗派に結集している諸君が、似たような形式の綱領を採択しており、彼らがいままで述べた文字どおりの合法主義、民主主義——その右翼日和見主義としてのあらわれ、綱領は認識一般という立場を純化させており、そのように純化する根拠や条件が彼らの綱領の形式・内容そのものの中にも存在することである。われわれの綱領にたいする批判や疑問は、この赫旗派綱領との対比、ないしは赫旗派批判との関連において提示されている。したがってこれは、われわれ自身が、旧ブンド系とりわけ旧赤軍派系の清算主義者たち、くいあらためた者たちへの、そしてその組織的表現である旧臨時総会派から現赫旗派に至る部分への批判・党派

闘争をきわめて不十分にしかやれてこなかったこと、非公然サークルの維持と国際共同武装闘争の持続それ自体で、批判や党派闘争たりうると考えていたことの結果でもある。

赫旗派は、第四インター、プロ青とむすびつき右翼日和見主義の一翼を形成するに至った。彼らは、新興の日和見主義としてしにせの日和見主義・第四インターにかみついてはいるが、しよせんむたな試みである。

われわれは、自らの實際行動における政治的・組織的判断の基準として、組織計画の中に貫徹すべきものとして、そして全プロレタリア大衆の共通の旗印として、綱領(案)の形式・内容をしあげていくつもりである。



## レーニン組織観の復権のために (上)

### 序

六〇年代末以来のブント党内闘争―党派闘争は、直面したへ政府・権力の問題への解答をあたえ（これは軍事問題への解答をなしきることが不可分である）、プロレタリアートの革命を最後まで指導しぬく党の革命をいかに勝ちとっていかをめぐってあった。この闘いは、不可避に従来の種々のドグマ―スターリンの党以来の諸党に保持され、また、多かれ少なかれそれに規定され、いわゆる新左翼諸派にもひきつがれ、残存させられてきた、そうしたドグマを根底からうち破り、マルクス・レーニン主義を綱領上、戦術上、組織上の党活動全体において復権させる闘いであつたし、いまなおそうである。

この作業において、綱領上の諸課題とくにいわゆる資本主義批判という点では、あきらかに着実な成果があげられ、一時期一種の資本主義批判ブームといった感を呈したが（と云つても、この内実を、どれだけの党派が党の綱領上の内容として組織活動に血肉化させていっているかは、まったく別話である）、これにたいして、戦術―組織上の問題においては、論争はそれほど活発になされたわけではない。もちろん、戦術―組織の問題は、党活動の実践上の帰結として問われるものとして、きわめて大きな困難を集約的にはらんでいる。この作業の遅れは、綱領上の理論的課題たる帝国主義―現代過渡期世界批判の作業の遅れにも照応し、今日の共産主義運動の分解・混迷の克服における困難の

一因ともなっている。

ブント系諸派にあつては、赤報派をのぞいては、この党の戦術―組織上の解決すべき課題について、個々の経験の蓄積とその教訓化は別としても、一定の抱括的な総括を提示しえたところはない。しかし、赤報派も、彼らのいわゆる資本主義批判に裏づけられたレーニンの『なにをなすべきか』『一同志と与える手紙』を中心とした中央集権主義思想についての組織思想についての復権の作業以降、あまりみるべき成果を提示しえてはいない。

こうした中であつて、立花隆等の反共イデオログによる日本共産党批判が展開され、しかも、それが、中央集権主義的をしほつてなされ、また一方、やはり組織問題―中央集権主義をめぐつて、代々木系学者グループ（田口富久治、藤井一行、中野徹等）と代々木官僚（不破哲三、榊利夫）との論争が展開されるにいたつた。これらにたいする革命党の態度もまた、ここで鋭く問われることとなつた。ここに公表するのは、われわれが、一つのサークルからブント系一分派として、自己の組織を確立する、すなわち代表者会議を組織するに際して提出されたものである。党組織の構造を、種々様々の党外諸組織との関係において分析しようとしたのであり、とくにそれを、組織観（組織思想）において定着せんとしたものである。マルクス・レーニン主義の復権は、この領域でも従来の諸説の根本的洗いなおしとしてなされねばならなかつた。

構成は三つにわかれる。第一部は、党組織における大会と中央委員会の位置を分析したものであり、とくに大会については、従来の通説（実態）を根本的に批判した。第二部は、第一部でしめされた中央委員会と党大会とによって張られた組織空間における党内諸組織と党外諸組織のあり方と関係を、スターリン流の党の基本組織―細胞論への批判として分析した。第三部は、第二部のつづきとして、フラクション論を批判した。

発表される論稿は、いわば研究ノートであり、なお未消化な部分や不十分な点が目につく。だが、新たなインタナショナル創建の大業の今日の地平からいって、一定の積極的意義を有するものと思われる。



## レーニン組織観の復権のために

### はじめに

#### 第一部 (以上本号掲載)

#### 第二部 (第二四号掲載予定)

#### 第三部 (第二五号掲載予定)

### はじめに

大衆運動工作の前進と単一非法党をつくりだすための諸派・グループ統合闘争の前進をふまえ、いまわれわれは、自らを確固とした共産主義者の地下組織として、建設されるべき党の中核的組織としてうち固める作業を、代表者会議の組織化としてはたさんとしている。われわれは、この代表者会議においていわば正式に、つまり、全同盟員の意志の一致において、自らを共産主義者同盟(火花)として規定するだろう。

代表者会議は、当面、われわれ共産主義者同盟(火花)の最高機関であり、党活動における課題や意見の相違がみなこの場に反映され、

かくして、全党の意志としての解決があたえられねばならぬ。

代表者会議の意義はなにか。これについては、すでに別に文書が同志たちに提示されている。本文書は、われわれがなぜ代表者会議の招集を手がけねばならなかったのかを、党における大会—中央委員会における構造のあり方から説明するためになされた一つの研究ノートである。われわれは、大会あるいは中央委員会一つにしても、従来ふつうに考えられてきた考え方(組織観)を再検討せねばならなかった。そうした考え方は、往々にしてスターリン以来の考え方であった。この点でのレーニンの組織観の復権が不可欠であった。この研究ノートは、代表者会議招集にあたってこのような課題にこたえるために作成されたものである。こうした意義からして、われわ

れが、代表者会議で採択すべき規約にこの研究ノートの成果は反映されている。

研究ノートが力説している党大会の組織化の意義については、われわれが、代表者会議の組織化によって、従来のサークル性(主義としてのサークル主義にまでいたっているかどうかは別として)を克服する飛躍的な地平を確固としてわがものとするという点に照してみてより鮮明になろう。

レーニンは、一九〇三年の第二回大会の意義を、その直後のメンシェビキ派との党内闘争にからめて、次のように述べている。

「新」イスクラの編集局は、『信頼』というものは、デリケートなものであって、無理にそれを胸や頭のなかにたたきこむことはできない……という教訓に富んだ指摘を、アレクサンドロフに反対する切札にしている。信頼、しかもたんなる信頼というカテゴリーをこういうふうにもちだすことこそ、彼らの貴族的無政府主義と組織上の追隨主義とを、さらにもう一度さらけだすものであることが、編集局にはわからないのである。編集局の六人組であれ、あるいはイスクラ組織であれ、たんなるサークルの一メンバーにすぎなかったときには、私はたとえ、イスクラといっしよには活動したくないという自分の願望を、説明する義務のない、理由ぬきの不信だけを根拠にして正当化する権利をもっていた。だが、黨員となったとき(すなわち、党の大会、実際上の党の創立大会としての第二回大会が開かれたあとでは……)、私には、漠然とした不信だけを根拠にする権利はない。なぜならこうしたことを根拠にすることは、古いサークル根性のあらゆるわがままや、あらゆる頑迷に戸をあけ

はなすことになるからである。私には『信頼』または『不信』の理由を正式な論拠で説明する、すなわち、われわれの綱領、われわれの戦術、われわれの規約の正式に定められたあれこれの命題にもとづいて説明する義務がある。私は勝手気ままに『信頼する』とか、『信頼しない』とかいうだけにとどまらず、自分の決定や、一般に党のあらゆる部分のすべての決定を、全党に説明する責任のあることを、認める義務がある。自分の『不信』を表明し、この不信から生れてくる見解や願望をおすためには、私は正式に決められた手続きにしたがう義務がある。すでにわれわれは、説明する義務のない『信頼』というサークル的な見地から、信頼を表明し検討するにあたって、説明義務のある、正式に決められた方法を守ることを要求する党的な見地に、たかまったのである。ところが、編集局は、われわれをうしろに引きもどし、自分の追隨主義を新しい組織上の見解と呼んでいるのである。(『一步前進二歩後退』レーニン全集第七卷P四二二—三)

もちろん、代表者会議は、党大会ではない。われわれは、本当の意味での党ではない。この限りで、われわれが党大会を成功させ、党を建設しうるまで、われわれは、自らのサークル性を克服する確固たる地盤を築くことはできない。しかし、われわれがいまある組織において、そういつてよければ「分派」として、自らの最高機関を組織化し、成功させることは、より厳密にいえば、レーニンが構想し、現実に組織したと同じような意義をもつ最高機関を成功させることは(この点で、あれこれの諸派の「大会」なるもの、いわゆるシャンシャン大会等と、われわれの代表者会議は、決定的に異質

なものとならねばならない)、新たなインタナショナル創建、単一の非合法党建設に確固とした足場を築くことを意味する。党的立場に對立するサークル性を克服する確かな足がかりをつくることを意味する。

さて、本研究ノートは三部からなっている。第一部は、党大会と中央委員会の位置と意義について分析している。

この第一部を先に提出したさい、ある同志から、党組織だけに限定せず、党外のさまざまな組織をもふくめた形で、中央集権主義の構造について述べるべきだと指摘があった。この指摘は、第一部をふまえ、党組織と党外組織、黨員と非黨員との分界線とは、いったいなになのかの検討をうながした。この課題にこたえんとしたのが第二部である。

この作業によって、よりいっそう、第一部で示した大会・中央委員会の意義・位置が鮮明になった。

## 第一部

### (一) 民主主義的中央集権制をめぐる藤井一樹論争

——その一

日本共産党が、綱領上、戦術上、組織上、ますます社会民主主義化し、社会排外主義—社会帝国主義への道をつきすすんでいる中で、一方では立花隆やグループ一九八四年、『サンケイ新聞』『週刊新潮』等の反共主義者による、他方では、田口富久治や藤井一行等の

党周辺学者グループによる、組織問題に焦点をあてた批判があいついた。これらの批判にたいして代々木一派は、反共主義者たちにたいしては批判は難くせいで外ではなく、自分たちこそ自由と民主主義の最大・最良の実践者・実現者であるとあいつもかわらず怒号し、一方田口らにたいしては、君たちの論議は反共主義者を利するだけだと、これまたあいつもかわらぬ喝をかけた。だが、こうした代々木派の対応は、彼らへの批判が彼ら自身の社会民主主義化—社会排外主義—社会帝国主義への転落に根拠をもっていることをたなあげにした御都合主義的なものでしかない。時代はかわっており、喝はつうじなかつた。田口、藤井らは自己の主張に固執し、こうして、田口—不破論争、藤井—神論争という代々木一派にはめずらしい論争が生じた。この田口や藤井の「がんばり」の背景には、党活動のあらゆる面での転変が推進されながら、組織(論)、とりわけ民主集中制についてなら手がふれられないのはオカシイのではないかという素朴な信念があったようである。ユーロ・コミニズム旋風がこの信念をささえてきた。

代々木一派の「綱領—戦術—組織」上の変質は、第一に綱領上では、プロレタリア独裁を「プロレタリア・ディクタトゥーラ」「プロレタリア独裁」という用語問題にまず矮小化し——もちろん、こうした訳語への矮小化は、プロレタリア独裁をめぐる歴史的現実へのまったく小ブルジョア的な反感、それからの逃避がある——、そのうえでそれを綱領から完全に削除し、マルクス・レーニン主義を科学的社会主義にかえ、また、賃労働者階級・生産的労働者といった概念を、個々の労働者の直接的生産過程の立場からする搾取のしくみ論よりあれこれいじくりまわして、結局「プロレタリアート」

をあいまい化し、勤労者一般に密通させ、こうしてプロレタリアートとブルジョアジーとの非和解的対立関係をますますあいまい化し、プロレタリア革命の根本問題たる国家権力にたいする日和見主義を全面開花させ、第二に戦術上では、スターリニズム特有の戦略・戦術主義から、図式主義の二段階革命論—民族民主革命論—民族民主革命政府「戦術」から民主連合政府「戦術」へ、そしてさらには、よりましな政府「戦術」へと、帝国主義—ブルジョアジーへの屈服路線をつきすすみ、議会主義—機関紙拡大—選挙活動に党活動全体を切りちぢめ、第三に組織上では、ますます非公然部面、下層組織化部面をきりすて、合法主義に転落し、下層細胞をひきあげ、選挙を自己目的化した組織体制へと転換させるといふ形ですすめられてきた。

だが、こうした全面的な転換の中にあっても、ただ、彼らのいわゆる「民主集中制」という組織原則にはなにか一つ手をふれず、むしろますますそれにしがみつ়ことになっている。

なぜそうなのか?

彼らのいわゆる「民主集中制」とは、レーニンのいう民主集中制とは似ても似つかわぬシロモノであり(これはあとに詳述)、スターリンの党以来、自らの誤てる「綱領—戦術—組織」を固定化し、党内の批判を封じ、しめつけ、その組織維持をはかる武器でありつけてきた。これは今日もなおかわらぬことだといえ、今日、これをめぐって論争がまきおこった背景には、新たな事情が介在している。すなわち、代々木派の社民化、社会排外派への転落が、当然にも彼らの政治的に依拠する層の転換つまり未組織労働者、組織労働者下層から、都市中間層、独立小商品生産者、組織労働者中・上層

への、総じて文字通りの小ブルジョア層への移行をとまなっており、それゆえに、第一にこのような組織的基盤に立つ党として、従来とは違った地平で不可避に組織労働者上層—労働貴族を基盤とする同盟—民社党、ブルジョアジーの党たる自民党との党派闘争を激化させずにはおかなかつたのである。ここに、立花やグループ一九八四年、サンケイや週刊新潮等々からの攻撃が生じたのであり、彼らは自分たち—労働貴族、ブルジョアジーへの政治的組織的屈服をせまつたのである。

一方、こうした代々木派の依拠基盤の変化は、党内への大量の小ブルジョア的個人主義、非組織性、インテリの浮動性等々の流入であり、これを田口らが代弁したのであった。

こうして労働貴族の党、ブルジョアジーの党にとっては、代々木派の解体—自己のもとへの組み込みは、代々木派の組織性の根幹たるいわゆる「民主集中制」の解体をメルクマールとするものであつたわけであり、また他方、田口らにとっては、小ブルジョア的自由主義、個人主義の獲得がやはりいわゆる「民主集中制」の改変とあつたのである。

かくて代々木派にとつて、一方では労働貴族、ブルジョアジーにたいして自らの小ブルジョア的な利害—独立小商品生産者や小商人、組織労働者中・上層の利害を対置していくために(といつても、これらの利害は、その層の特性からして、決して単一ではなく、一つの階級としてのものではなく、相互に相対立するものである)、一定の組織的自立性を保持していくために、他方では、党内の小ブルジョア的な非組織性、個人主義を官僚的にしめつけるために、彼ら

じたのである。どちらにせよ、彼らの一連の論争における立場は著しく防衛的であり、その苦境からの脱出は、彼らが完全に社会排外派—社会帝国主義者になりきり、小ブルジョアの諸利害をことごとくブルジョアジーの利害に従属させてとりあつかうようになってはじめて可能であろう。もっと直截に言えば、彼らが侵略反革命戦争に積極的に参画していくときである。このことはすでにはじめられている。

さらに、こうしたことは、論争の内容にたちいて見るとき、よりいっそうはつきりする。藤井にせよ、民主集中制についてレーニンからの歴大な引用をやっているにもかかわらず、党大会とその組織化との関連で問題をとりあげることがない、という点に。

## (二) 民主主義的中央集権制をめぐる藤井—神—論争

### —その二—

藤井の問題意識と視座は次のようである。

「ソ連型社会帝国主義国における人権蹂躪、自由抑圧の諸事実にかんがみ、社会主義体制というものは原理的に人権・自由を否定ないし制限せざるをえないものなのか、もともとマルクス・レーニン主義は社会主義と人間の社会的自由とのかわりをどのように位置づけていたのであつたのか」(『民主集中制と党内民主主義』P.三)

「社会主義と自由とのかわりについてのマルクス・レーニン主義の原理的立場や本来的展望が、ソ連型社会主義国で実現されずにこんにちになつてきているのは、いつたいなにゆえなのか、

……こうした現象は、より広くはいわゆる『社会主義的民主主義』の破壊のそれとして見る事ができ、また一九三〇年前後からソ連に形成されるスターリン主義体制の直接的所産と想定されるだけに、問題は、いかにしてこのスターリン主義体制が成立し、かつある面ではなお存続しえているか、という問題でもある。」(同前P.三—四)

「レーニンの決定的ともいえるスターリン批判にもかかわらず、党はなにゆえにスターリンに絶大な権力をあたえつづけることになつたのか、……国民の大量殺戮にまでおよぶ、権力による『社会主義的民主主義』の破壊を、党が——しかもプロレタリアートの前衛を自任する党が、なにゆえに未然に防止しえなかつたのか、……そこから、私は、前衛党の組織原理とされる『民主主義的中央集権制』というもののスターリン時代におけるありようにたいしてつよい関心をおぼえ、スターリン時代におけるような民主主義的中央集権制についての独自の理論と実践——それがソ連型社会主義国においてももろの否定的現象をもたらす諸要因のなかの、少なくとも重要なひとつの要因ではないか」(同前P.七)

「人権」だとか「自由」だとかを、それ自体とりあげて問題にのぞもうとするその立場のブルジョア性が批判されねばならない。こういう考え方を全体をつらぬいているのは、「個人」なるもの(「個人的人格」、「自由なる個人」等々)がまず神聖にして犯すべからざる一つの確たる存在だという想定であり、こうした一つのあるべき人格個人がどのように「組織」の中で諸関係をもつか、という考え方である。だが、現実に存在している諸個人は、それぞれある

特定の階級の成員であり、またその中の種々の階層に属しており、一定の、また種々の組織の中に組織されたる存在である。こうした現実の実態からはなれた真空の中なる「人格」、「個人」を考えだすのが、どんなに小ブルジョア的な盲想か、そういう空想にふけることができる生活実態をもつ人間の観念の所産か、批判するまでもなし。

かかる小ブルジョア的な問題意識と視座によるかぎり、組織と人間、自由と規律といった二項式、そしてかの「民主と集中」といった二項式から脱けることはできない。こういう二項式をどんなにいじくりまわしてみても、形式論議以上には決してないし、党の活動全体が、そのダイナミズムにふれることは決してできない。藤井は、自らの学者としての生活を根拠において「自由」だとか「民主」だとかを表象し、そうしたことを表象しうる「自由なる」認識者としての結社—集団を共産党だと考えているのだ。彼の議論はどんなに精緻に展開されても、どこまでいっても党活動のダイナミズムにはふれない、その表面をなでまわすものでしかない。

藤井は共産党について次のようにいう。

「共産党とはいうまでもなく共産主義社会の建設を終極の目標とする人々の自発的な結社にほかならない。この結社は一個の統一体として存立し機能するところにその存在価値を見いだすのであり、この統一性を確保するうえでもっとも基本的な要件が党の綱領である。しかし、逆にいえば、党の統一性を保障する要件は党の綱領でしかない、ともいえる。というのは、この結社への加盟、すなわち入党に必要な条件は、ふつう綱領(あるいはそれに規約)を認めるといふことではないからであ

る。しかし、綱領(と規約)を認める点で意思の一致を見てさえいけば、結社に加盟している人々のすべてが、他のすべての問題についても必ず意見の一致をみるというものである。事実はそのうでないことを明白に示している。運動の過程で生じる個々の大小の具体的な問題にたいして、綱領で思想的に統一されている共産党の成員のあいだに、いかにことなる対応が生じることにはなびとも否定しえないところである。」(同前P.十)

藤井は、一九〇三年ロシア社会民主労働党第二回大会での規約第一条をめぐるかの有名な論争をまったく知らないかのようにふるまっている。彼にとつて、ポリシェヴィキとメンシェヴィキとの分裂という事実は存在しないようだ。「この結社への加盟、すなわち入党に必要な条件は、ふつう綱領(あるいは、それに規約)を認めるということではないからである」だつて?! これ以上の歴史の歪曲があらうか、ここでは、一九〇三年第二回党大会でのレーニン規約草案とマルトフ草案との相違、論争について述べることはいっさいやめにして(正確なところは『一歩前進、二歩後退』をみよ)、藤井自身が巻末資料として採録している一九二二年規約の第一条を

「第一条 党の綱領を認め、党組織のひとつのなかで活動し、党の決定に服従し、党費をおさめる者はだれでも党员とみなされる」(傍線はわれわれ)

党を認識者の集団とするもっとも純粹な考え方が藤井の頭の中に結晶している。くりかえすが、こうした考え方は、形式論議—「民主と集中」、「自由と規律」、「人間と組織」——の無限の連鎖が生みだされるだけであり、党の綱領—戦術—組織—全体、

活動のダイナミズムに決してふれることはない。こうしてレーニンが、党内論争、党内の批判、総じて「批判の自由と行動の統一」について述べるべき一つの軸点であった党大会、その組織化がまったく欠落してしまふ。

では、一方の榊の主張はどうか。

さすがに榊も、藤井の「自由」、「民主」にたいする考え方の小ブルジョア性について批判している（五、改変への迷路）。しかし、彼の主張の中心は、一九一〇年のブラーグ協議会によって「第二インター型」の党（派閥連合の党）から新しい型の党（分派禁止の党）に転換したというところであり、藤井の小ブルジョアの個人主義にたいする官僚主義的統制が前面にでてゐる。榊は、藤井としきりにレーニン引用合戦をくりかえしつつ、統制、集中、規律を強調し、それを、日本共産党は日本労働者階級の前衛政党であり、自主独立の党であり、自由と民主主義をもっとも尊び実現しようとしてゐる党であり、それ故、日本労働者階級の総意を体現してゐる、党内民主主義を実現している」という御宣託で着色してゐるだけである。

結局、藤井も榊も、かの「民主と集中」、「自由と規律」、「人間と組織」といった二項図式のレベルで対峙してゐるのだ。藤井が学者小ブルよりしく、それ自体を云々してゐるのにたいし、榊が党官僚よりしく、あれこれの「歴史」性や現実的諸条件を加味して行政主義的対応に終始してゐるわけだ。問題を具体的な歴史の中で、現実の条件の中でみることを主張する榊にせよ、結局は、党活動のダイナミズムにふれることがないのである。党大会とその組織化という点は、スッポリとぬけおちたままである。

### (三) 民主と集中という二項図式について

藤井も榊も「民主と集中」という二項式それ自体を決して疑ふとはしない。それをそのまま認めたりえで、藤井は学者小ブルまるだしに、集中の縮少と民主の拡大を願望し、榊は、両者の弁証法的統一だとかなんだとかの空論を弄し、實際上、党行政主義を買こうとする。一方は無政府主義であり、他方は官僚主義である。だが、そもそも「民主と集中」なのか。これが批判されねばならない。

レーニンをきちんと読めばわかるように、レーニンは決して「民主と集中」という二項式をたててはゐない。レーニンは、党による指導の中央集権化と党にたいする責任の地方分散化、それを現実化する条件として報告義務制と党内公開制、さらに秘密の機能の集中と運動のその他の機能の専門化ということを述べてゐる。民主主義＝党内民主主義という点についていえば、指導の中央集権化と党にたいする責任の地方分散化の貫徹条件として、歴史的具体的な条件、したがって可変的な一形態として述べてゐる。

まず、はっきりさせておかねばならないことは、もつとも根本的な組織原則は、中央集権主義だということである。

「『イストラ』が党組織の基礎におこうと努力した基本的な思想は、本質的には、次の二点に帰着する。第一の、中央集権主義の思想は、組織上のいくたの部分的、細部のな問題全体の解決方法を、原則的に規定するものであった。……ただ一つ原則的な思想である第一の思想は、規約全体を貫かなければならなかった。」（『一步前進、二歩後退』国民文庫P五九）

中央集権主義を党組織原則として貫徹させるということは、レーニンが「なにをなすべきか」、「一同志に与える手紙」等の中であらゆる角度から、実際上の組織計画にまで煮つめあげてくりかえし強調したとて、レーニンの党活動の全体、その歴史全体を首尾一貫して貫くものである。それ（中央集権主義）は、党が党であるかぎり、いつでもどこでも貫徹させねばならない組織原則であつて、藤井のいうように「当時のロシアの特殊な歴史的条件に即応するものとして提示」（前出P二四〇五）されてゐるというわけでは決してないのである。藤井は「歴史的諸条件の変化にともなう組織原理の可変性」という命題は、レーニンの組織論を一貫してゐる大きな特色」などというのであるが、これはまったくの誤りである。中央集権主義という組織原則は、つねにどこでも貫徹されねばならないものであり、ただその具体化の形態、方法等が、歴史的諸条件によつて変化するということなのである。

では、この中央集権主義と民主主義との関係はどういうものか？ 藤井は、一九〇五年革命を契機とした「中央集権主義↓民主主義的中央集権主義」なる図式をたてて、これをことごとく立証しようとするわけであるが、藤井が「民主と集中」という二項式を前提としてことごとくぞんでゐる以上、彼の作業は空しいものでしかない。藤井のいうように、レーニンは、一九〇五年革命を契機として、党内民主主義に関する一連の措置（特に選挙制の導入）を規約上にも定着させようとするわけであるが、しかしこれは、藤井のいうような中央集権主義から民主主義的中央集権主義への組織原理の転換としてあるわけでは決してない。「党内民主主義」とはレーニンにとつては、中央集権主義の原則を現実貫徹させる際の一つの形態、一

つの手立てなのである。これこそ、歴史的な、具体的な諸条件によつて決定されるものなのである。レーニンは次のように述べてゐる。

「わが党の活動条件は根本的にかわりつつある。われわれは集会、結社、出版の自由を奪取した。もちろん、これらの権利は極度に不安定で、現在の自由を頼りにすることは、犯罪ではないうとしても、分別のないことであろう。決定的な闘争はまだこれからであるから、この闘争の準備をすることを第一位におかなければならない。党の秘密機構は存続させねばならない。しかし、それと同時に、現在のやや拡がった活動の自由をもつとも広範に利用することが絶対に必要である。秘密機構とならんで、つきつぎに新しい、公然、半公然の党組織……をつくることが絶対に必要である。この最後の活動なしには、われわれの活動を新たな条件に適應させることも、新しい任務を解決することも不可能である。……革命的社会民主主義の代表者であり、かつ『多数派』の味方であるわれわれは、党の民主化を徹底的に実行することは秘密活動の条件のもとでは不可能であつたということ、こうした条件のもとでは『選挙原則』は空文句であるということを一度ならず述べてきた。そして生活は、われわれの言葉を確認した。……しかし、条件がかわれば、すなわち政治的自由へうつたばあには選挙原則にうつることが必要であることをわれわれポリシェヴィキはつねにみとめてきた。／＼そこで任務はあきらかである、すなわち、さしあたり秘密機構を存続させるとともに、新しい、公然たる機構を發展させることである。大会に適用してみると、この任務……は、規

約にもとづいて第四回大会を招集すると同時に、ただちにいま  
す選挙原則の適用をはじめるといふことになる。」(レーニン  
全集第十卷P十三〜四)

このように、レーニンは、党組織に導入される民主主義の諸措置  
を、一九〇五年革命という新たな實際生活上の諸条件にもとづいて  
提示している。

そもそもレーニンは、党内民主主義について次のように述べてい  
た。

「『広範な民主主義の原則』というなかにはつぎの二つの必要  
条件がふくまれるということには、おそらくなんびとも異存が  
ないであろう。すなわち、第一に完全な公開性、第二にすべて  
の職務の選挙制、である。」(レーニン全集第五卷P五一四)

この「完全な公開性」がすべての職務の選挙制がツァーリ専制  
下では実現不能であることをレーニンは詳細に論じ、次のように結  
論づける。

「われわれの運動の活動家にとつての唯一の真剣な組織原則は、  
つぎのものでなければならぬ。いわく、——もつとも厳格な  
秘密活動、もつとも厳格な成員の選択、職業革命家の訓練。こ  
れらの特質がそなわっているなら、『民主主義』以上のあるも  
のが、すなわち革命家たちのあいだの完全な同志的信頼が、保  
障されるのである。そして、この、より以上のあるものこそ、  
われわれにとつて絶対に必要なものなのだ。」(同前P五一八)

こうだからこそ、歴史的諸条件がかわれば選挙制の導入、公開制  
のいっそうの拡大がはかられることになるのである。第一は、民主  
主義的中央集権制を党の組織原則にする、とこれ以降、党規約に確

いし、民主主義(党内民主主義)はこの原則を歴史的諸条件のもとで  
貫徹させるさいの可変な一形態である以上、民主と集中なる二項式  
をきつぱりとすてて、中央集権主義の貫徹の中味にたちらねばな  
らぬ。

これまでなんども確認されてきたように、中央集権主義という場  
合の根幹は、他でもなく指導の中央集権化ということであり、この  
ことを貫徹するための補完関係にある、党にたいして責任を負うと  
いう面での地方分散化であった。

「プロレタリアートの運動と革命闘争との思想的および実践的  
指導の点では、できるだけ強い中央集権化が必要であるが、党  
中央部に(したがってまた全党に)運動の事情を熟知させるとい  
う点、党にたいして責任を負う点では、できるだけ強い地方分  
散化が必要である。」(「一同志に与える手紙」レーニン全集第  
六卷P二四七〜八)

一方では、「経験の試練を経た職業革命家たちのできるだけ少数  
の、できるだけ同質的グループが」(同前)あり、ここに革命闘争の  
指導ができるかぎり強く中央集権化されていなければならず、他方、  
「プロレタリアート(および国民のその他の階級の種々さまざまな  
層に属する、できるだけ多数の、できるだけ多種多様なグループが」  
(同前)運動に参加して、党にたいする責任(このことを通じての  
み、個々の運動体、グループはよくいわれる運動にたいする責任と  
か大衆にたいする責任とかを果たすことができる、念の為)を負っ  
ていかねばならぬ。

このことを実現するために、第一に、細胞、グループ、サークル  
等々が、自己の活動の事情をできるかぎり正確に指導中核に熟知さ

認しつつも、こうした「民主主義の諸措置」は、従来からの秘密機  
構の存続、そのための一連の措置と並行してなされるということ  
あり、第二は、それらの民主主義的諸措置の實際上の幅は、その後  
も、その時々々の歴史的現実的条件によって種々に変化しているとい  
うことである。だから、党の中核はあくまで秘密機構であり、この  
まわりに歴史的諸条件によって種々様々の形態と程度で民主主義原  
則を適用する機構が配されるということである。

この事情を、選挙制の原則と対極としてとらえられている各級機  
関における成員の自己補充とからめて歴史的にみても次のよう  
になる。一九〇三年第二回大会規約では、各級機関はすべて自己補  
充権をもつとされ、選挙制はごくかぎられたものであった。これが、  
一九〇五年の第四回統一大会規約では、自己補充権は否定され、各  
級機関での選挙原則の適用が大幅に試みられている。しかし、スト  
ルピンの反動期の困難な期間中に開かれた一九一二年のブラーグ  
全国協議会規約では、ふたたび自己補充制が採用され、それだけ選  
挙制は制限されることとなる。

以上みてきたように、あくまで中央集権主義は根本的組織原則で  
あるが、他方、民主主義は、そのときどきの条件によって規定され  
る可変的な一つの形態なのである。

(四) 指導の中央集権化と党にたいする責任の地方分散化  
— 定期報告義務制と党内公開制  
— 秘密の機能の集中と運動のその他の機能の専門化

あくまで中央集権主義こそ党の不変の組織原則であり、これにた

せねばならず(定期報告義務制)、他方、中央部は、秘密の機構に属  
するもの以外の運動の事情、指導諸機関の指導の現状その他をでき  
るかぎり、広く党内に公開しなければならぬ(党内公開制、指導  
諸機関の成員にたいする報告義務制)。さらに第二に、この指導中核  
のもとに秘密の機能が集中されねばならず、運動のその他の機能が  
できるかぎり細かに専門化されていかねばならぬ。

以上の点については、「なにをなすべきか」「一同志に与える手  
紙」等によってくりかえし述べられ、教訓化されてきているので、  
これ以上たまた言及はさけることにする。ただ一言、合法と非  
合法、公然と非公然との結合の具体化に関して、一九〇二年八月二  
日付のチェ宛手紙(レーニン全集第三四卷P一一〇〜)をぜひ参照し  
てほしい旨付言しておきたい。

(五) 中央委員会と党大会(一)

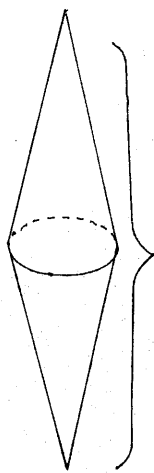
こうして、黨員の関与している種々様々のサークル、グループ、  
闘争委員会等々から、また細胞をへて、中央委員会に至る(またそ  
の逆の)いわば一つの円錐空間ができてあがる。円錐体の頂点には中  
央委員会が位置している。

これで党組織の大枠について語られえたと考えるならば大きな誤  
りであろう。なぜか? どんな党の規約であれ、次のような項のな  
いものはただの一つもないということは周知のことである。いわく、  
「党の最高機関は党大会である」云々。党大会、これはどうなる  
のか? これが党組織構造の中にきちんと確定されねばならぬ。  
これがなされてはじめて、党組織の大枠が定められたと考えうるで

あろう。

先に中央委員会を頂点とする一つの円錐体について述べたが、この円錐体の形成と同時に、同じく種々様々のグループ、サークル、委員会、細胞等をへて、中央委員会に至る方向とちょうど反対側にまた別の円錐空間が形成されるのであり、この頂点に党大会が位置するのである。中央委員会と大会とは二つの円錐体をかさねあわせた構造の二つの極として相対する。図示すれば次のようになる。

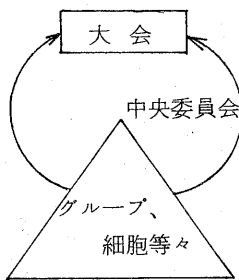
中央委員会



党大会

レーニンの党組織観はまさしくこのようなものであって、この党大会を一つの頂点とする空間と中央委員会を他の一つの頂点とする空間とを一体のものとして考えないでは、十分にとらえきれないものである。従来、中央委員会を頂点とする半分の空間についてはいろいろと語られてきたが、あと半分の大会を頂点とする空間についてはほとんどなにも語られてはこなかった。従来の方でも、大会を最高機関として認めざるをえない以上、中央委員会の上に位置せしめるわけだが、しかし、党活動の実際上からすれば、種々のグループ、細胞等々から中央委員会に至る空間において一つのとじた系ができあがってしまうのであって、こうして、大会は、党の日常活動からはまったく切断された、外的な、一つのかざりもの、形

式におとしめられるのであった。モデル化すれば、次のようになる。



このモデルでもよく諒解されうると思うが、これでは党活動のダイナミズムは決して実現しえないのであって、生きた組織体としての党は建設しえない。党組織観があまりにも静的であり、形式的図式的なのだ。さらに、こうした考え方による党活動にたいしては、不常に、小ブルジョアの無政府主義が発生するのであり、これにたいしてよりいっそうきびしい、一方的な集中化、官僚化が結果せざるをえない。藤井らと榊らとの相克はしよせんこの枠内にある。党の最高機関ということ形式的に考えてはならない。大会が最高機関として存在・機能することと中央委員会が、本当の中央部として存在・機能することは同一のことがらの二側面である。これを実現するためには、従来の考え方、モデルをいっさいすてさり、考え方をコペルニクスの的に転回させねばならない。われわれの示した考え方、モデルの中でこそ、党のいっさいの活動のダイナミズムは生かされる条件をうるであろう。このようにいうからといってわれわれは決してマルクスやレーニンと訣別しようとしているのではない、その逆である。われわれはマルクス、レーニンの党活動のスタイルを復権させようとしている

のだ。レーニンの活動、著作をつぶさにみればわかることであるが、彼の党活動のなかには党大会の組織化にさかれています。といって過言ではないのである。なにゆえにレーニンが党大会の組織化にしように回帰し、党大会において党内論争に結着づけをおこなおうとしたのか、に深く思いを至す必要がある。党大会をたんなるかざりもの、形式上のもの、シャンシャン大会に終らせることなく、実質上の、党の最高機関たらしめることに、レーニンほど気をくばり、精力をかたむけた革命家はいない。われわれは、せがひでもこの党活動上の原則・スタイルを復権させねばならない。

さて、ふたたび藤井榊論争にもどる。藤井は、へ民主集中二項図式の枠内から、批判の自由と行動の統一の原理を導き、あれこれとレーニンを引用しつつその原理についての解釈を述べたてていくのであるが、レーニンがこの批判の自由と行動の統一を述べたさいの判断の軸点たる党大会——その決定についてならん思い至っていないために、たんなるオンヤベリに墮している。藤井は、レーニンの「国会と社会民主党の戦術」から次の一節を引用する。

「単一の党のなかでは、党の直接的行動を規定する戦術は、ひとつでなければならぬ。そういう単一の戦術となるのは、黨員の多数者の戦術でなければならぬ。すなわち、多数者が完全に明らかになつたばあい、少数者は批判の権利ならびにつき、大会での問題の解決をめざしてのアジテーションの権利とを確保しつつ、その政治的行動においては、多数者にしたがわなければならぬ」(藤井前出書、訳文はすこし異同あるがレーニ

ン全集第十巻P九五、傍点はわれわれ)

この引用のうえに藤井は次のようにいう。

「これは、少数者は多数者に服従するという多数決原理の敷延にほかならないが、重要なのは、第一に、少数者の権利の保障というものがたんに多数意思にたいする保留という次元においてではなく、統一(多数)意思の形成のあとの段階で、この統一意思を批判し、かつつぎの機会にみずから多数派となつてみずからの意思を統一意思たらしめるために、みずからの意思を全党にたいして広範に表明しうる権利として意味づけられているということ、第二に、そうした少数者の権利は、多数者への服従の代償として意味づけられているようにみえること、第三に、この多数者への少数者の服従というものは、行動——ここでは政治上・戦術上の——に限定されているということである」(前出P七三)

この藤井の言葉には、党大会ということが欠落している。ただ「つぎの機会」という言葉でそれがふれられているにすぎない。そも藤井の引用したレーニンの言葉の直前には次のような言葉があったのであり、藤井は、党大会というものの無自覚のゆえにそれを省略してしまったのである。

「われわれが正しいとみとめる戦術のための思想闘争は、公然と、卒直に、断固として、最後まで、すなわち党の統一大会まで、これを行わなければならない」(レーニン全集第十巻P九五、傍点はわれわれ)

この引用と先に引用した一節——藤井も引用した部分——の「つぎの大会での問題解決をめざしてのアジテーション」という言葉と

を考えあわせてみるべきである。そうすれば、レーニンが、いかに党大会を軸点として考えていたかがわらうというものではないか。このことにまったく思いあたらない藤井であればこそ、レーニンのいう「批判の自由」について、「少数者の権利は、多数者への服従の代償」(傍点はわれわれ)などという度しがたい小ブルジョア根性を披瀝することになるのである。

レーニンと藤井との対比をいま一つやっておこう。

第四回大会中央委員会(メンシェヴィキが多数派)が「党大会の諸決定にたいする批判の自由の範囲に關してなした決議」——

「(一)党の新聞雑誌および党の集會では、自分の個人的な意見を述べ、自分の独自の見解を擁護する完全な自由が、全党員にあたえられねばならない。(二)大衆的な政治集會では、黨員は大会の諸決定に反する扇動を行ってはならない。(三)黨員はだれでも、そのような集會では、大会の決定に矛盾する行動をよびかけたり、大会の決定と一致しない決議を提案したりしてはならない。」(レーニン全集第十卷P四三九)

——にたいするレーニンの批判論文「批判の自由と行動の統一」に關して。

藤井「レーニンはこの中央委員会の決定に賛成することができなかった。そこでレーニンは自派の新聞にこれを批判する論文を発表し、全党にたいしてこの中央委員会の検討を訴える。……」  
「……レーニンは、中央委員会が『党内での批判の自由と党の行動の統一との相互關係』を誤ってとらえているとし、『民主主義的中央集權制と地方機關の自治』という原理はつきのこと、すなわち、『それによって特定の行動の統一が破られないかき

り、まさにいたるところで完全な批判の自由があること」を意味するし、また「党が決定した行動の統一を破壊したり困難にしたりするいかなる批判も許されないこと」を意味すると主張した。批判の自由にかんじていえば、『党綱領の諸原則の範囲内』では批判は、党の會合においてのみでなく広範な集會においても完全に自由でなければならぬし、行動の統一にかんじて言えば、これを破ることは、広範な集會でも党の會合でも党の出版物においても許されない……とレーニンは主張する。」(前出書P八〇〇八)

レーニン「党綱領の諸原則の範囲内での批判は、党の集會だけではなく、大衆的な集會においても、完全に自由でなければならぬ……このような批判あるいはこのような『扇動』……を禁止することは不可能である。党の政治的行動は、統一されていなければならぬ。特定の行動を破る『呼びかけ』は、どのようなものであっても、大衆的な集會でも党の集會でも、党の出版物でもゆるされない。中央委員会が、批判の自由を不正確に、あまりにも狭く規定し、行動の統一を、不正確にあまりにも広く規定したことは、明らかである。一例をとってみよう。大会は、国会選挙に参加することを決定した。選挙は完全に特定の行動である。選挙のときに……選挙に参加するなど呼びかけをすることは、どんなものでもどこでも党には絶対にゆるされない。この時には、選挙についての決定の『批判』もゆるされない。なぜなら、それは、実際には、選挙扇動の成功を傷つけるだろうからである。反対に、選挙が、まだ公示されていないようなときには、選挙に参加するという決定を批判すること

は、どこでも黨員にはゆるされる。もちろん、この原則の実践への適用は、これまたときとすると、争論と誤解をひきおこすだろう。だがほかならぬこの原則にもとづいてのみ、あらゆる争論とあらゆる疑惑が、党にとって名譽となるように解決されるのである。中央委員会の決議は、本質的に誤っているし、党規約に違反してもいる。民主主義的中央集權主義と地方機關の自治の原則は、特定の行動の統一がやぶられないかぎり、まさにいたるところで完全に批判の自由があることを意味しているし、——また党が決定した行動の統一を破壊したり、困難にしたりするような批判もゆるされないということの意味するのである。」(レーニン全集第十卷P四四〇一)

こらんのように、レーニンは党大会の決定をめぐって、あくまでそれとの關係で批判の自由も行動の統一も述べている。「党の決定した行動」この戦術上の決定は他でもなく党大会こそが下すものなのだから。逆にいえば、党大会は、それをめぐって党活動のダイナミズムが形成される戦術上の決定を(もちろん、大会は、これを決定するにとどまらないが)下さなければならぬ、党の最高機關としてそうせねばならないということである。藤井にはこうした観点がまったく欠落している。藤井は批判の自由と行動の統一をそれ自体原理化し、一人歩きをさせ、しまいには「民主主義的中央集權制が『批判の自由と行動の統一』という原理と等置されている」(前出書P八一)と断言するまでになっていた。うがった見方をすれば、学者藤井にしてみれば、「行動」なるものはなく、批判の自由——つまり藤井が勝手なことをいい、かきちらす自由さえ確保できさえすれば満足だ、ということなのである。横道にそれるが、

レーニンはこういうインテリゲンチヤの態度について次のようにいっている。

「私は、言論の自由の名において、かつてなことを叫び、かつてな嘘をつき、かつてなことをかく完全な権利を、君にあたえる義務がある。しかし君は、結社の自由の名において、これこれのことをいう人々と結社をつくったり、これを破壊したりする権利を私にあたえる義務がある。党は、自由意志による結社であって、もしもそれが反党的見解を宣伝する黨員を一掃しないならば、必然的に、最初は思想的に、のちには物質的に崩壊するであろう。党的なものとは反党的なものとの限界を決定するのに役立つものは、党の綱領であり、党の戦術的決議とその規約であり、最後にまた、全世界の社会民主党の、全世界のプロレタリアートの自由意志による結社の全経験である。」(「党組織と党文献」レーニン全集第十卷P三三〇四)

「批判の自由や行動の統一」をそれ自体あれこれといじくりまわすことがいかにナンセンスかは明白ではなからうか。話しをもどそう。

#### (六) 中央委員会と党大会(2)

——レーニンの闘いについての歴史的教訓

(一) 先にあげた「国会と社会民主党の戦術」も「批判の自由と行動の統一」も、当時ボリシェヴィキ派とメンシェヴィキ派とを分けた戦術上の一つの分界線——国会選挙におけるポイコット戦術か否かをめぐって書かれている。事實關係は次のようである。

一九〇六・一 「国会と社会民主党の戦術」

- 三 第一回国会選挙——ボリシエヴィキ派はボイコット、メンシエヴィキ派は動揺し結局参加へ（カデットが多数派）
- 四 第四回党大会（ストックホルム）——メンシエヴィキ派が多数派、国会選挙への参加戦術の決定
- 六 第一国会解散
- 七 スウェアボルグ要塞での反乱、クロンシュタット反乱、レヴェリ反乱、鎮圧される
- 八 「ボイコットについて」で階級関係総体の変化の動向を分析し、従来のいわゆるボイコット戦術からの戦術転換を提示、党大会の招集を呼びかける——第二国会選挙をめぐる新たな戦術論争開始
- 八 ベテルブルグ委員会（ボリシエヴィキが多数派）——臨時党大会招集を要求
- 十一 第二回党全国協議会（タンメルフォルス）——カデットとのブロックを容認、党大会招集を決定（ボリシエヴィキ派は、トルドヴィキとの部分的なブロックを容認）
- 四 第五回党大会（ロンドン）——ボリシエヴィキが多数派になる、ブルジョア諸政党にたいする態度を明確に規定
- 六 ストルイビン・クーデター——第二国会解散、六月三日体制へ——以降、反革命テロル、反動

の嵐がふきあれる

- 七 第三回党全国協議会（フィンランド）——第三国会（反動国会）への参加戦術を決定——対ボイコット派闘争
  - 十 第三国会選挙——右翼・反動派が多数派
  - 十一 第四回党全国協議会（ヘルシンクフォルス）
- (二) 第一国会の選挙は、第四回党大会の前におこなわれており、両派は各々の政綱にもとづいて行動した。ボリシエヴィキ派は、両首都の委員会で勝利して、ボイコット戦術を駆使、メンシエヴィキ派は、あいまいな態度をとりつづけ、結局、意に反して選挙に最後まで参加し、カデット派を利した。自由主義的ブルジョアジーの党であるカデットが多数を占めた。「国会と社会民主党の戦術」はこの選挙カンパニアの中で書かれたものである。
- 統一大会のボリシエヴィキ派の敗北をうけて、レーニン等は、「旧『ボリシエヴィキ』分派に属していた統一大会代議員の、党へのアピール」、「ロシア社会民主労働党統一大会についての報告」をはじめとして、主に『ヴェルナー』、ひきつづき『フェリョード』（ともにボリシエヴィキ派の合法日刊機関紙。『ヴェルナー』は一九〇六年四月二六日～五月二四日（二五号）、『フェリョード』は一九〇六年五月二六日～六月十四日（十七号））紙上で、連日大会決定への批判を遂行していく。この過程で中央委員会を批判したのが「批判の自由と行動の統一」である。
- 「誤っているとわれわれの考える、大会のこれらの決定にたいして、われわれは思想的に闘わなければならないし、また闘うであろう。だがそれとともにわれわれは、全党にたいし、われわれがあらゆる分裂に反対であることを宣言する。われわれは

大会の諸決定に服従することに賛成する。……われわれの深く確信するところでは、社会民主主義的労働者組織は単一でなければならぬが、この単一の組織内では党の諸問題の自由な討議と、自由な同志的批判と党生活の諸現象の評価が広範に行われなければならない。」「旧『ボリシエヴィキ』分派に属していた統一大会代議員の、党へのアピール」レーニン全集第十卷P三〇〇）

「わが社会民主主義者の右翼のこれらの傾向にたいして、われわれはもっとも断固たる、公然たる、また容赦ない思想闘争を行わなければならない。大会の諸決定のもっとも広範な討議を目標とすることが必要であり、あらゆる黨員に、これらの決定にたいする完全に意識的で、批判的な態度を要求することが必要である。すべての労働者諸組織が、事ながら完全に知ったうえで、あれこれの諸決定にたいする賛否の意志を表明させるよう努力しなければならない。もしわれわれが、わが党内に民主主義的中央集権主義を実現することを実際真剣に決意したのなら、もしわれわれが労働者大衆を党の諸問題の意識的理解にひきいれようと決意したのなら、出版物の中で、集会で、サークルで、グループで、この討議が行われなければならない。しかし単一の党内でのこの思想闘争が、組織を分裂させるようであってはならないし、プロレタリアートの行動の統一を破壊してはならない。……討議の自由、行動の統一——これがわれわれのかちとらねばならないものである。統一大会の諸決定もまた、この点ですべての社会民主主義者に十分活動の舞台をのこしている。』公有化』を趣旨とする実践的行動にはまた

距離があるが、農民の革命的行動の支持、小ブルジョアの空想の批判という点では、すべての社会民主主義者の意見は一致している。したがってわれわれは、公有化を討議し、プロレタリアートの行動の統一を破壊することをおそれずに、この公有化を論議しなければならない。だが国会については事情はいくぶんちがっている。選挙のさいには、かならず、行動を完全に統一しなければならない。大会は、選挙がこれからあるところではわれわれはつねに選挙に参加しよう、と決定した。選挙のさいには、選挙への参加をけつして批判してはならない。プロレタリアートの行動は、統一されなければならない。だが、行動の統一という範囲外では——われわれが有害とみなす行動、諸決定、諸傾向にたいして、もっとも広範に、自由に討議し、論議すべきである。このような討議、決議、抗議のなかではじめて、わが党の真の世論ができあがることのできる。このような条件のもとではじめて、それは、自分の意見をいつでも表明することのできる、また明確になった意見を、新しい大会の決定に変える正しい道を発見できる、真の党となるであろう。意見の相違をひきおこした第三の決議——蜂起についての決議を取ってみよう。ここでは、闘争の瞬間における行動の統一は、絶対に必要である。このような激烈な闘争のさいには、自己の全力を緊張させているプロレタリアートの軍隊の内部での批判は、いかなるものも、ゆるされぬ。まだ行動への呼びかけがないうちは——決議、その趣旨、およびその個々の命題にたいしてもっとも広範に、自由に、討議し評価を下すべきである。要するに、舞台は非常に広い。大会の諸決議は、多くの活動



の舞台をあたえている。」（「ロシア社会民主労働党統一大会についで」の報告」同前P三六八〜三七〇）

「ロシア、とくにペテルブルグの社会民主主義的プロレタリアートは、国会にたいする当面の政治カンパニアをどう行おうべきかという、もつとも重要な問題に直面している。もちろん、単一の社会民主党にとつては、当面のカンパニアについてのこの問題は、統一大会の決議の範囲内、だけ問題となる。」

「……規律のために、大会に服従するために、せがひでもこの決議（ポリシエヴィキ派が主導するペテルブルグ委員会決議）をうけいれるべきではあるまいか？ 国会についての統一大会の決議を見たまえ、そうすれば、諸君は、そのうちからカデット内閣を組織せよという要求を支持すべきであるという結論をひきだすことはできないこと、そのうちには国会一般を『支持』することなど、一言も言われていないことを見るであろう。」

「……カデット内閣についての要求を支持するという、中央委員会の決議は、大会の決議に合致しないばかりでなく、それにまっとうから矛盾している。……」

「……中央委員会は、カデット内閣についての要求を支持せよという、同委員会の決議をうけいれるように党諸組織に要求する権利は絶対にもっていない。全党員は、完全に自主的で批判的な態度をこの問題にとり、彼らの見解からみて、統一大会の決定の範囲内より正しく任務を解決しているとおもわれる決議に賛成意見を表明する義務をもっている。ペテルブルグの社会民主主義的労働者は、党組織全体がいま民主的に建設されつつあることを知っている。それは、全党員が役員、委員会のメ

決定によると、準備不足を克服するために蜂起の延期のために努力すること、これが無理で、いったん蜂起がおこったときには、その先頭に立ち、指導を全面的にひきうけるべきことが決定されている（レーニン全集第十一巻P一二一）。だが蜂起は発生し、代表団は先頭になって闘い、蜂起全体を指導する。三日間の戦闘のうち、蜂起は敗北し、ほぼ時を同じくして一連の蜂起も敗北する。

こうして階級闘争全体の新たな転換に直面して、レーニンは、「ボイコットについて」という論文で、従来のいわゆるボイコット戦術からの転換を提示する。レーニンは、これまでのボイコット戦術に関する闘いと論争の全経験を総括し、当時、際会していた新たな諸階級間相互関係、国家との関係における転換をふまえて次のようにいう。

「以上からでてくる結論。現実をたいして眼をとぎすことは、わらうべきことであろう。革命的な社会民主主義者がボイコット論者であることをやめるべきときがいまちよとやってきた。第二国会が招集されるには（あるいは招集される『ならば』）われわれは、それにはいることを拒否しないだろう。われわれは、この闘争舞台を利用することを拒否しないだろう。ただそのさい、そのささやかな意義をけつして過大視せず、逆に、歴史によってすでにあたえられている経験をもとにして、この闘争舞台を別種の闘争に——ストライキ、蜂起そのほかの手段による闘争に——完全にしたがわせるであろう。われわれは第五回大会を招集するだろう。同大会でわれわれは、選挙が行われるばあいには、トルドヴィキと教週間選挙協定をむすぶ必要があることを、決定するであろう（第五回党大会を招集すること

ンバーなどを選挙し、全党員が政治的カンパニアの問題を討議し、決定し、全党員が党諸組織の戦術の方向を決定するということを意味する。」

「エリ・マルトフは、ボイコットについてはメンシエヴィキが服従したが、こんどは君たちが服従する番だと言っている。これはき弁である。われわれはみな大会の決定に服従してきた。われわれのうちには、国会選挙に反対し、社会民主党議会フラクシヨンの任命に反対してたたかうように呼びかけたものはたれもない。われわれは服従した、またわれわれは大会の意志にしたがってボイコットを断念した。だが、われわれは大会の決定の範囲内では、どの大会によっても指令されていない、われわれにはカデット内閣にたいする支持とたたかう権利があり、義務がある。」

「労働者は、カデット内閣の支持問題を多数決できめるであろう。そしてまったく自由な、まったく自主的な、統一大会の決定にもとづいてまったく適法な彼らの決定をだれも、中央委員会でさえも、あえてほごにするようなことはさせないであろう。」（「労働者に決定させよ」同前P五〇三〜七）

しかし、第一国会は一九〇六年六月八日に解散された。国会の解散に導いた階級闘争のつまりは、自然発生的な一連の蜂起——スヴェアボルグ要塞、クロンシュタット軍港、レヴェリでの反乱——へと発展した。レーニン—ポリシエヴィキ派はとくにスヴェアボルグ反乱にさいし、計画性の欠如を克服する目的で急ぎ代表団を派遣する。レーニンの起草した「スヴェアボルグへの代表団派遣について」と題するロシア社会民主労働党ペテルブルグ委員会執行委員

なしには、協力一致した選挙カンパニアを行うことは不可能であるが、『他党とのブロック』は、すべて第四回大会の決定によって無条件に禁じられている。そうすればわれわれは、カデットを全敗させるであろう。（レーニン全集第十一巻P一三二〜三）

階級関係の質的転換によって、戦術転換が余儀なくされている中で、レーニンは、前回の党大会の決定をふまえて、それとの関係の中で、次の大会の統一意志の形成をいかにはかかっていくかをここで鮮明に示している。

「戦術」が、「ある一定の社会の、例外なしにすべての階級の相互関係の総体を客観的に考慮すること、従ってまたこの社会の客観的な発展段階をも、この社会と他の諸社会との相互関係をも考慮すること」によって定められるものであり、「この際、すべての階級とすべての国が、静態としてではなく、動態として、すなわち静止しているものとしてではなく、運動しているものとして」分析されねばならない以上、当時、レーニン—ポリシエヴィキの際会している現実、戦術の転換を要求していることはあきらかであった。だから、第四回大会に臨んだポリシエヴィキ派の態度は変えられねばならず、いわゆるボイコット戦術をもって臨んだ党大会における決定がいかにポリシエヴィキ派の敗北のうえになされたものであるとも、その大会の決議にそのまま従うことは許されないうことであつた。だが、「戦術」というのは、その党の政治的態度、言いかえればその党の政治活動の性格、方向、方法のことである。戦術上の決議は、新しい任務に関連して、あるいは新しい政治情勢に直面して、党の政治的態度を厳密に定めるために、党大会によって採択される

ものである」(「二つの戦術」レーニン全集第九卷P十)というところである以上、たんに、第四回大会の決定を放棄して新たな戦術をとればよいというのでは決してなく、新たな戦術を党の統一意志として、戦術決議として定めるために、新たな党大会の招集という組織的闘いとむすびつけて提示されねばならなかったのである。この点については、「ボイコットについて」の他に、「ブルジョア出版物におけるマルトフとチェレバニンの言動」「臨時党大会の招集について」でふれている。たとえば前者では次のようなことが語られている。——「ボリシェヴィキはどんなブロックをむすぶために、既定の決定を新しい大会で再検討することを要求した」「ボリシェヴィキは高い段階にあってのみ、またトルドヴィキだけと、数週間だけ、しかも第五回大会の認可を得たうえでのみ協定をむすぶことを提唱した」(レーニン全集第十一卷P二五六七)。

では、この党の統一意志の形成—党大会の招集はいかに闘いとられるのか? それは、労働者大衆に深く根をおろした活動を前提とした黨員、細胞、グループ、地方諸組織を通じて党末端からの意志統一の闘いによってだ。レーニンはただちにこの闘いを組織しはじめる。「ボイコットについて」はまさにその第一歩であった。具体的にいえば、現存した諸ブルジョア(小ブルジョア)政党内にたいするプロレタリアート—プロレタリアートの党の政治的態度の決定、それにもとづく選挙協定についての地方諸組織の実際上の決定をからとっていくというものである。

「ロシア社会民主労働党の統一大会は、周知のように、ロシアの諸政党的階級的分析、およびこれらの政党内にたいするプロレタリアートの態度の決定という任務を回避した。……ところが

誤解もなんの動揺もおこらないようにするために、この問題を卒直に提起し、ただちに完全にあきらかにしなければならぬ。／＼まず、この問題の原則的な側面を考察し、ついで直接にこれらの関心をもひく実践的な側面を考察しよう。／＼原則的には、われわれは、労働者党内の規律の意義とこの規律の概念にたいするわれわれの見解をすでになんども規定している。行動の統一、討議と批判との自由——これがわれわれの規定である。このような規律だけが先進的な階級の民主主義的な党にふさわしいものである。労働者階級の力は組織である。大衆の組織がなければ、プロレタリアートは無である。組織されたプロレタリアートがすべてである。階級性とは行動の統一であり、実践活動の統一である。……思想ぬきの組織性とはナンセンスであって、実践のうえでは労働者を、権力をにぎるブルジョアジーのあわれむべき腰ぎん着にしてしまう。だから討議と批判の自由がなければ、プロレタリアートは行動の統一を認めない。

「……実践的にはこんどの選挙カンパニアでは、ブロックに賛成するメンシェヴィキと中央委員会の決定は、地方組織を拘束しないし、カデットとのブロックという、この恥ずべき戦術をわが党全体におしつけるものではない。／＼……ロシア社会民主労働党全国協議会の決定——と中央委員会の指令——はどれだけ拘束力をもっているのか? また、党の地方組織は、どれだけ自治的であるのか? ……協議会の全員は、協議会が協議機関であって、決議機関ではないから、その決定は拘束力をもたない、それはたれをも、どの点についても拘束しないという点で意見が一致していた。……この会議は、大会を代行するも

革命は、ロシアでは、明白な理由から、他のどこよりもずっと急速にずっとはげしく進行している、諸政党的形成過程、深刻な、きわめて興味ある過程を明らかにするために、マルクス主義の方法とマルクス主義の理論を適用することをますます切実にわれわれに要求している。」(「ロシアの政党内を分類する試み」レーニン全集第十一卷P二一九)

というふうに述べ、諸政党的階級の性格づけを行い、メンシェヴィキ派のカデット支持への傾斜を批判し、カデットとの分界線を第一義的におしだし、トルドヴィキのひきつけを推進する戦術をうちだすのである。

一九〇六年十一月、直面する第二国会の選挙にたいする態度を協議するために、そして党大会招集を確認するために、党第二回全国協議会(タンメルフォルス)が開かれる。多数のメンシェヴィキ派は、選挙カンパニアにおけるカデットとのブロックを容認する決議を通す。レーニンはただちにこの決議を批判し、各地方委員会がこれを拒否し、これに「反した」態度を決定するように宣伝戦を展開する。「カデットとのブロックについて」をはじめとする主張をつぎつぎと「プロレタリアー」誌上に発表する。

「カデットとのブロックを認めたことで、労働者党の日和見主義の一翼としてのメンシェヴィキの正体がまったくはつきりした。われわれは、カデットとのブロックに反対して、このうえなく広範な、このうえなく容赦のない思想闘争を展開しているし、また展開しなければならぬ。……この容赦のない思想闘争をプロレタリアートの党規律とどう両立させるかという問題がおこる。革命的社会民主主義派の実際政策のうちになん

のではなくて、大会を準備し、問題を解決するのではなくて、それをもっとはつきりと、もっと正確に提起し、党内論争をおおいかくし、ぬりかくすのではなくて、それに方向をあたえ、それをもっと純粋な、もっと思想的なものにすべきものだったからである。／＼……協議会の決定は(あれこれの変更をくわえて)中央委員会の指令になる。中央委員会の指令は党全体にとって拘束力をもっている。それは、いまの問題にどの範囲内で拘束力をもつてあろうか? /＼もちろん、大会の決定の範囲内であり、大会が認めた地方党組織の自治の範囲内である。

「結論ははっきりしている。党のまえには二つの政綱がある。一つはメンシェヴィキとブンド派の十八名の協議会代議員のものである。他のほうはボリシェヴィキ、ポーランドおよびラトヴィアの代議員十四名のものである。地方組織の権限ある機関が、これらの政綱を選択し、変形し、補足し、新しいものでとりかえることは自由である。権限ある機関の決的があつてのちは、われわれ黨員はみなただ一人のように行動しよう。オデッサのボリシェヴィキは、カデットの名まえを書いた投票用紙を投票箱にいれなければならぬ、——たとえそのさいに彼が胸くその悪い思いをするとしても。モスクワのメンシェヴィキは、社会民主黨員だけの名まえを書いた投票用紙を投票箱にいれなければならない——たとえ彼の心がカデットをしたっていると。だが選挙はまだあすのことではない。すべての革命的社會民主主義者は、いっそう緊密に結束をかためるべきである。そして、革命を妨げ、プロレタリアの階級闘争をよわらせ、大衆の市民的自覚を墮落させるカデットとのブロックにたいし

て、このうえもなく広範な、このうえなく容赦のない思想闘争を展開すべきである。」「カデット化しつつある社会民主主義者との闘争と党規律」レーニン全集第十一巻P三二四〜八)

「ロシア社会民主労働党(全国)協議会では、社会民主主義者が選挙カンパニアにおける自分たちの自主的な戦術スローガンをいくらかでもよわめてもかまわないという考えどころか、総じて変更してもかまわないという考えすら、議員のだれにもおこらなかつた。正式に、党中央委員会が提案し、十四票(ボリシェヴィキ、ポーランドの代議員、ラトヴィアの代議員)対十八票で採択された決議には、ロシア社会民主労働党の政綱とスローガンの完全な自主性がまっさきにかかけられた。われわれの政綱をどのように『やわらげる』にせよ、それにもとづいて他党といくらでも恒常的な同盟をむすぶことは、どんなものでも絶対にゆるされない。そして社会民主党の右翼と左翼とのすべての論争はもっぱら、実際に右翼の社会民主主義者はこの原則的立場は貫きたるうが、彼らは、カデットとのブロックを認めることによって、この立場と矛盾することになりはしないか。『技術』協定と思想協定とに境界をひくことは、人為的、擬制的な、言葉だけのものではないかということについて、行われたのである。」「新しい元老院的解釈」レーニン全集第十一巻P三四〇)

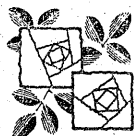
こうしてボリシェヴィキ派は、ペテルブルグ委員会をはじめとして、メンシェヴィキ派をうちやぶり、ボリシェヴィキ派の政綱(第二回党全国協議会での少数意見)の浸透をかちとっていく。各地方党組織の、自主的決定にもとづく党の統一意志の形成を確実

にはかりつつ、第二国会選挙を闘い、その直後に開かれた第五回党大会(ロンドン)でふたたび多数派となるのである。

党の最高機関たる大会の決定にたいして黨員はいかなる態度をとらねばならないか、新たな政治情勢に直面して戦術転換をいかにかちとるのか、大会決定の關係で新たな戦術をいかにして党の統一意志として形成するのか、つまり、いかに党大会決定として確定するか——レーニンの組織的闘いはこうした課題に明確な解答をあたえている。われわれはこれらをきっちりと教訓化して、ぜひともレーニンのこの闘いを復権させねばならない。(国崎 俊)

#### 『火花』編集委員会註

ここに連載で公表されるのは同志国崎の「レーニン組織観の復権のために」と題する研究ノートである。序にもあるようにこのノートは、われわれが共産主義者同盟(火花)として自らをうちかためた第一回代表者会議を組織する作業の一環として提出されたものであり、一定の積極的役割をはたした。このノートは、第一に、われわれが第一回代表者会議において定めた論争(党内—党派)の組織化の「原則」において示したように、秘密事項を別にして論争を広く党外組織をまきこんで組織することが望ましいことからして、第二に、提示されている内容が、今日の新たなインタナショナル建設の大業において緊要にもとめられている課題にこたえんとしたものであることからして、しかも第三に、ここであつかわれている領域の作業が、共産主義運動において著しくおこなわれていることからして、ここに公表し、討論への参加をもとめるものである。なお、ノートへはわれわれ内部にも異論があり——これはできるだけ早く公表する——自主的に検討してほしい。



火花 第二三号

発行日 一九八三年五月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

定価 三〇〇円

火花 第23号

発行日 1983年5月1日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

定 価 300円